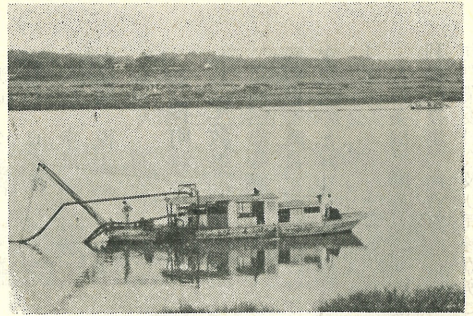




# とね

茨城県北相馬郡利根町役場  
昭和43年7月5日発行 第51号



## 住民実態調査票の申告について

住民基本台帳法が制定され昨年十一月十日から施行されたことは、すでにご承知のことと存じます。

従来、ひろく利便に供され親しまれてきた住民登録法が廃止されて、みなさんの居住関係の公証、国保、国年の被保険者、米穀の配給に関する台帳が統合されて届出が一本化され、一つの届出で処理されるように住民基本台帳が誕生したわけです。

このほか、選挙人名簿登録住民税の課税、学齢簿の作成なども関連づけて行なうことになり、さらにこどもさんの予防注射、入学通知等すべて基本台帳をもとにして事務がはこばれるように変わつてまいります。

このような大事な台帳ですから、記録されている内容が正確でなければなりません。このことを確保するには、みなさんのご協力が是非必要となるわけで、もちろん町としても、この正確性確保のため法制上の調査を実施することになったわけです。

従前の住民票については、転出届をされ、または転入届

をされず本町に住んでいる者住民登録をされているにもかかわらず住んでいない者がたくさんあります。

これでは個人の権利、義務にも影響して参りますので、調査により、さらに相互の通報によつて届出の励行をはかりたいと存じます。

以上のように、住民に関するあらゆる行政の基礎となるもので、絶対的な居住の公正証書となりますので、実態調査にはもれなく申告下さるようお願いいたします。

つきましては、近日中に区長さんがみなさんの家庭に住民実態調査票(申告)を配布いたしますから、所要事項記入、世帯主の認め印押印の上忘れずにお届け下さるようお願い申し上げます。

(住民課)



## 軍人の普通恩給(扶助料)を 急いで請求しましょう

標記の件について、昭和36年に恩給法の一部が改正され、普通恩給または普通扶助料が受けられなかつた方でも、戦地等外地勤務の加算年を算入することによつて、普通恩給(扶助料)が受けられるようになりました。

県内で該当する方は、陸・海軍あわせて約2万2千人とみえますが、まだ2千の方が請求を終わつていません。加算恩給の時効は、昭和44年9月30日、また加算恩給扶助料は昭和43年9月30日までとなっています。この恩給に該当する方は次のとおりです。

在職年は加算年を含めて

- ① 軍人 准士官以上 13年以上  
下士官兵 12年以上
- ② 軍属 (判任官以上の者) 17年以上

ただし、雇員、傭人は該当しません。

普通恩給扶助料は、本人が現在生存しておれば受けられますが、戦後外地から引き揚げたのち、本人が病氣その他で死亡した場合は、その配偶者に半額が支給されます。

なお、わからないことがございましたら、役場の厚生課までお問い合わせ下さい。

## 看護婦や保健婦の有資格者を急募

いま、病院や診療所では看護婦さんがたりなくてたいへん困っています。茨城県では保健婦や看護婦、准看護婦の免許をもつていながら就職していない人で、病院や診療所にいますぐ勤めたい人または今後勤めたい人を調べています。

就職を希望する人は、7月31日までに役場または近くの保健所に連絡して下さい。

備え付けの調査票がありますのでご希望、ご意見を記入して保険衛生課へ提出して下さい。

(保険衛生課)

議 会

保険衛生課を新設  
課設置条例の全部を改正

町では、去る五月二十八日の第四回臨時議会で、利根町課設置条例の全部を改正し、新たに保険衛生課を設置し、同課長に小泉文雄氏が任命されました。(六月一日から施行)

同課の分掌事務は次のとおりです。

○国民健康保険に関すること  
○衛生に関すること

庁内人事(六月一日)

- 保険衛生課勤務を命ずる
  - 小泉 文雄 (厚生課)
  - 五十嵐計二 (〃〃)
  - 渡辺 久子 (〃〃)
  - 立石 卓子 (〃〃)
  - 高橋 幸雄 (〃〃)
  - 大塚 悦子 (〃〃)
  - 成田 菊 (〃〃)
- 利根町職員の数  
定数条例を改正

第四回臨時議会で、さらに利根町職員定数条例の全部を後記のとおり改正いたしました。  
この条例で職員というのは利根町役場、同教育委員会、同農業委員会及び同診療所に

常時勤務する者のことです。

一、町長事務部屋

事務吏員 48名

その他の職員 6名

二、教育委員会事務部屋

事務吏員 4名

その他の職員 15名

三、農業委員会事務部屋

事務吏員 4名

四、診療所

技術吏員 2名

事務吏員 3名

その他の職員 1名

計 83名

この条例も六月一日から施行

農地等の一括

贈与について

農業の振興と農地の細分化防止を目的とする農地等の一括贈与については、かねてご案内(昭和四十一年)いたしましたが、今度昭和四十八年十二月三十一日まで延長されました。

なお、農地等の一括贈与については、種々制限がありま



国民年金保険料を納められない方は：  
保険料免除の手続きを

国民年金制度の保険料は、被保険者が保険料を出し、国も保険料の半分を負担して積立て、その積立金から給付をする仕組みになっています。ところが、どうしても保険料を納められない方は、申し出れば特別な取り扱いで免除されることになっています。

昭和四十三年四月から免除を認めてもらうためには、本年七月三十一日までに免除の申請手続きをしなければならぬことになっています。保険料免除の申請をしようとする人は、役場に備え付けの国民年金保険料免除申請書のできるだけ早めに出して下さい。

(住民課)

〔補足〕 6月号(2頁)  
利根町消防団幹部名簿  
本部長 山口 秋



青年会だより

機関紙「仲間」が入賞

県青協のコンクールで

去る六月二日、水戸市青年の家で第一回県青協主催による機関紙コンクールの表彰式が行なわれ、われら利根町青年団の機関紙第三号「仲間」が県青協会長賞に選ばれ、表彰状と賞品のたて(写真)を獲得いたしました。

鹿島港視察を変更

去る六月十六日の鹿島臨海工業地帯の視察旅行は、大雨のため船橋ヘルセンターに変更になりました。雨にもかかわらず四十数名の参加者があり、楽しい一日を過ごすことができました。

新会員の参加者も多く、親密感を増したことは、本年度のスローガンである「仲間づくり」に大きな成果があったということ、今後の会活動にも心強いことと思えます。

# 文間保育所 布川保育園 の徴収金基準額決まる

[写真は文間保育所の児童たち]

昭和43年度、文間保育所・布川保育園の徴収金基準額が、別表のとおり決定しましたのでお知らせします。

※保育に欠ける児童のみ

定員 { 文間保育所90名  
布川保育園90名

(昭和43年5月1日から)

A階層 生活保護法による被保護世帯 0円  
B階層 A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯 0円



## [別表] 保育所一部負担金徴収額表

### 1 (C1)

前年度の総所得額	3歳以上児童	3歳未満
15万円未満	1,000円	1,450円
15万~18万円未満	1,150円	1,600円
18万~20万円未満	1,200円	1,650円
20万円以上	1,250円	1,700円

### 2 (C2)

前年度の町民税所得割課税額		
1千円未満	1,350円	1,750円
1千~2千円未満	1,400円	1,800円
2千~3千5百円未満	1,450円	1,850円
3千5百~5千円未満	1,500円	1,900円

### 3 (C3)

前年度の町民税所得割課税額		
5千~6千円未満	1,650円	2,050円
6千~7千円未満	1,750円	2,150円
7千円以上	1,800円	2,200円

### 4 (D1)

前年度分の所得税額		
1千円未満	2,150円	2,600円
1千~2千円未満	2,250円	2,700円

2千~3千円未満	2,400円	2,850円
5 (D2)		
前年度分の所得税額		
3千~1万円未満	2,810円	3,210円
1万~2万円未満	3,110円	3,510円
2万~3万円未満	3,310円	3,610円

### 6 (D3)

前年度分の所得税額		
3万円以上	4,710円	4,810円

7 国の徴収金基準額表において3歳以上児の保育単価を越えるときは7,000円とする。

8 ただし保育に欠けない児童はこのかぎりでない。

## 固定資産税額による附加基準表

徴収金額表における階層及び固定資産税額による区分。

C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯はC2階層1,350円になります。

C2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯はC3階層1,650円になります。

C3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯はD1階層2,150円になります。

D1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯はD2階層2,810円になります。

わからないときは、各保育所(園)または厚生課の民生係りまでお問い合わせ下さい。

## こどもを水の事故から守ろう

県内の昨年中の水の事故は約百三十件、死者九十三人。全国では、四千三十九件、死者三千五百七十九人にのほりました。

毎年夏になると水の事故が目立つてきますが、昨年県内で発生した事故のうち六~八月の三ヶ月間に件数で百件、死者数で七十三人と、事故が集中しています。そして大部分がこどもの事故です。昨年夏(六~八月)の中学生以下のこどもの水の事故による死者は三十五人、件数で三十九件発生しています。

こどもの水の事故を場所別にみると、最も多いのが河川で、以下海、湖沼池、用水堀せき、防火用水などの順になります。また行方別では、水泳が最も多く、水遊び、通行中、魚とり、魚釣りなどがあげられます。

これから夏休みをむかえて規則正しい学校生活から解放され、こどもたちはややもすれば生活の規律を乱しがちです。水のシーズンをむかえ、保護者やおとなは十分注意、指導するよう心がけて下さい。

